

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 5 5
提出年月日	2 0 2 2 年 1 1 月 2 日

女川原子力発電所 2 号炉

可搬設備及び緊急時対策所設備等の
巡視点検について

2 0 2 2 年 1 1 月
東北電力株式会社

1. 重大事故等対処設備の巡視点検について

保安規定第13条第1項の「(1) 原子炉冷却系統施設」, 「(2) 制御材駆動設備」, 「(3) 電源, 給排水および排気施設」の巡視点検と同様に重大事故等対処設備についても, 定期的な巡視点検により設備の保全を行う。重大事故等対処設備の巡視点検については, 品質マネジメント文書に実施内容(責任者, 頻度, 方法等)を定め, 実施する。

巡視点検について定めた品質マネジメント文書(重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルートパトロール手順書)を以下に示す。

(重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルートパトロール手順書 抜粋)

a. 巡視

定められた巡視経路を通行しながら消防法に基づく危険物施設の異常有無の確認, 火災発生の有無の確認, 防火戸の状態確認, 及び外観上から判断できる範囲で損傷、漏えい、錆び及び異常な振動等の不具合の有無を確認することをいい、異音、異臭等の視覚以外で検知できる内容、並びに人身、機器保護の観点からの扉(防火戸、水密扉含む)、防護柵の閉止等、保全上の確認、処置を含む。

b. 点検

巡視にて確認する項目の他にも定められた確認事項が必要と判断された設備・機器について確認すべき項目、頻度を定め、設備等の状態を詳細に確認し、異常の早期発見に努めることをいう。

2. 可搬設備および緊急時対策所設備等の巡視点検頻度について

保安規定変更に係る基本方針に基づき巡視点検の頻度を設定する。

○可搬設備及び緊急時対策所設備等の系統から切離されており保管状態にある機器については、保全の考え方を基に、定期事業者検査時にしか確認できない設備を除き1ヶ月を超えない期間で巡視点検を行うことで健全性の確認を行う。

現在、可搬設備および緊急時対策所設備等について、保全活動の一環として定期的な点検を実施し、訓練時においても問題なく起動できており、異常は確認されていない。

(例)

- ・大容量送水ポンプ(タイプI) : [起動確認 1回／3ヶ月, 性能確認 1回／年, 保全作業 1回／10年]
- ・電源車 : [起動確認 1回／3ヶ月, 保全作業 1回／年]
- ・タンクローリ : [起動確認 1回／3ヶ月, 保全作業 1回／年]

○これらの実績を基に、定期事業者検査時にしか確認できない設備を除き、1ヶ月を超えない期間で巡視及び点検を行う。詳細については設備ごとに適切な頻度を品質マネジメント文書に定める。

(保安規定 拠粹)

(巡視点検)

第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部、第95条第1項で定める区域および系統より切離されている施設^{*1}を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。なお、実施においては第107条の3第3項に定める観点を含めて行う（以下、本条において同じ。）。

（1）原子炉冷却系統施設

（2）制御材駆動設備

（3）電源、給排水および排気施設

2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、格納容器内部および第95条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視点検を行う。

3. 各課長は、「重大事故等対処設備（可搬型設備）およびアクセスルートパトロール手順書」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間^{*2}ごとに巡視し、点検を行う。

※1：系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。

※2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。

以 上